

## 賃貸くらし安心保険プラス 約款改定のご案内

このたび弊社では、規定の明確化と保険金支払いの迅速化を図るため、普通保険約款を改定しました。

今回の改定は、既存契約者にとり不利益変更とはならないことから、保険始期日が平成30年4月1日以降の新規契約および平成30年4月1日現在の保有契約に對しまして、保険料を変更することなく適用させていただきます。

### 改定①

**保険料の領収日が保険始期日を超えても、保険期間の初日を変更することはありません。**

保険始期日が平成30年4月1日以降の契約から、「なお、保険契約申込書の保険期間の初日が未記入または保険料の領収日以前の場合は、保険料領収日を保険期間の初日とします。」を廃止します。

(旧「普通保険約款」第18条(保険責任の始期および終期)(3)「なお、」書き以降を廃止)

#### 第18条(保険責任の始期および終期)

- (3) 保険料は保険期間の初日までに払い込むものとし、なお、保険契約申込書の保険期間の初日が未記入または保険料の領収日以前の場合は、保険料領収日を保険期間の初日とします。

### 改定②

**保険期間の初日の属する月の翌月末日までに保険料の払込みがない場合、保険契約の申込みがされなかったものとなります。**

「保険期間の初日までに保険料が払込まれない場合、保険契約者に対する書面等による通知をもって不成立とする」を廃止します。

(新「普通保険約款」第23条(保険契約の無効)(2)を新設)

#### 第23条(保険契約の無効)

- (2) 保険期間の初日の属する月の翌月末日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約の申込みがされなかったものとし、

### 改定③

**重複契約の禁止を明確化します。**

同一の被保険者は、保険期間を重複して弊社の保険契約の被保険者となることはできません。重複契約があり、保険金額の合計が保険業法等の関連法令に基づき定める引受限度額を超過した場合、その超過保険金額部分は無効となります。

(新「普通保険約款」第22条(重複契約の禁止)を新設)

#### 第22条(重複契約の禁止)

- (1) 同一の被保険者は当会社が特に認めた場合を除き、保険期間を重複して当会社の保険契約の被保険者となることはできません。
- (2) (1)の規定に反して重複契約があり、保険金額の合計が保険業法等の関連法令に基づき定める引受限度額を超過した場合、その超過保険金額部分を無効とします。

## 改定④

### 過去の保険事故の発生件数が多く、悪意性が疑われる場合は、継続契約を引き受けないことがあります。

過去の保険事故の発生件数が多く、悪意性が疑われる場合に限り、保険契約を継続しないことがあります。この場合、前契約の保険期間満了の60日前までに保険契約者に書面によりその旨を通知します。(新「普通保険約款」第46条(保険契約の継続)(1)「なお、」書き以降を追加)

(新「普通保険約款」第46条(保険契約の継続)(1)「なお、」書き以降を追加)

#### 第46条(保険契約の継続)

- (1) 当社は、保険期間満了日の60日前までに、継続契約引受けの場合の保険料その他の保険金額等の引受内容を記載した継続案内書を保険契約者に送付します。なお、当社は、保険契約者または被保険者ならびに借戸室について、過去の保険事故の発生件数が多く、悪意性が疑われる場合に限り、保険契約を継続しないことがあります。その場合、保険期間満了の60日前までに保険契約者に書面によりその旨を通知します。

## 改定⑤

### 借戸室内における被保険者死亡による借戸室の修理費用等や遺品整理費用について、貸主が直接請求できる場合を拡大します。

借戸室内における被保険者死亡による借戸室の修理費用等や遺品整理費用に対して、借家人賠償責任保険金が支払われる場合、その保険金請求権者(他の被保険者、法定相続人または賃貸借契約の連帯保証人等)が、①借戸室の修理等を速やかに履行しないとき、②借戸室の明け渡しを30日以上履行しないとき、③保険金請求手続きを通知後30日以内に保険金請求の意思表示を行わなかったときまたは拒否したとき、④不存在、破産または生死不明のとき、は貸主がその保険金を請求することができることとなります。

(賠償事故直接請求特約第1条(損害賠償請求権者の直接請求権(2)④エ. を新設)

#### 第1条(損害賠償請求権者の直接請求権)

- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償金を支払います。

- ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合

エ. 借家人賠償責任補償拡大特約第2条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)②および③の借家人賠償責任保険金を支払う場合、その保険金請求権者(注3)に次に掲げる事由があったときは、損害賠償請求権者である借戸室の貸主はその保険金の支払いを請求することができます。

(ア) 賃貸借契約に基づく借戸室の修理等を速やかに履行しないとき。

(イ) 賃貸借契約に基づく借戸室の明け渡しを30日以上履行しないとき。

(ウ) 借家人賠償責任補償拡大特約第2条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)②および③の保険金請求権者(注3)に保険金請求手続きを通知後、30日以内に保険金請求の意思表示を行わなかったときまたは拒否したとき。

(エ) 借家人賠償責任補償拡大特約第2条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)②および③の保険金請求権者(注3)が不存在、破産または生死不明のとき。

(注3) 他の被保険者、法定相続人または賃貸借契約書に署名した連帯保証人をいい、相続財産管理人もしくは借戸室の賃貸借契約上残置物を引き取るべき者の定めがある場合はその者を含みます。

## セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社

〒550-0002 大阪市西区江戸堀2丁目1番1号 お客様相談室

電話(フリーダイヤル)：0120-576-225 (平日 午前9時30分～午後5時30分(土日・祝日・年末年始を除きます))